

# 栃木県結核・感染症発生動向調査情報(サーベイランス)







令和6(2024)年 10 月(週報第 40 週～第 44 週(9/30～11/3))集計の感染症発生動向調査情報に関する解析結果は次のとおりです。

## 1 感染症解析情報 {10 月は5週間、9月は4週間、前年同期は4週間での比較となります。}

### (1) 定点把握疾病情報

ア. 定点把握疾病のうち、週報疾病(インフルエンザ/COVID-19、小児科、眼科、基幹定点における対象疾病)は 5,485 件(定点あたり 22.73 件/週)でした。9月は 4,226 件(定点あたり 19.28 件/週)でした。

イ. 栃木県において報告が多かった主な疾病は次のとおりです。

疾病名	報告数	前月との比較(週あたり比)	前年同期との比較(週あたり比)
手足口病	<b>3,091 件</b> (週あたり平均 618.20 件)	 <b>(1.92 倍)</b> 前月は 1,264 件 (週あたり平均 316.00 件)	 <b>(6.51 倍)</b> 前年同月は 380 件 (週あたり平均 95.00 件)
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	<b>1,034 件</b> (週あたり平均 206.80 件)	 <b>(0.40 倍)</b> 前月は 2,054 件 (週あたり平均 513.50 件)	 <b>(0.68 倍)</b> 前年同月は 1,216 件 (週あたり平均 304.00 件)
感染性胃腸炎	<b>342 件</b> (週あたり平均 68.40 件)	 <b>(1.12 倍)</b> 前月は 239 件 (週あたり平均 59.75 件)	 <b>(1.01 倍)</b> 前年同月は 270 件 (週あたり平均 67.50 件)

- ① 手足口病は、前月に比べ報告数が 1.92 倍と大幅に高い水準で推移しています。前年同期に比べると、報告数で 6.51 倍と大幅に高い水準で推移しています。全国的にも、過去 5 年間の同時期と比較して、大幅に高い水準で推移しています。
- ② 新型コロナウイルス感染症は、前月に比べ報告数が 0.40 倍と大幅に低い水準で推移しています。前年同期に比べると、報告数で 0.68 倍とかなり低い水準で推移しています。
- ③ 感染性胃腸炎は、前月に比べ報告数が 1.12 倍とやや高い水準で推移しています。前年同期に比べると、報告数で 1.01 倍とほぼ同様の水準で推移しています。全国的にも、過去 5 年間の同時期と比較して、ほぼ同様の水準で推移しています。

### (2) 全数(1～5 類)把握疾病情報

ア. 1 類、2 類、3 類疾病及び新型インフルエンザ等感染症(全国)

結核 1,536 件(9月 1,156 件)、細菌性赤痢 8 件(9月 12 件)、腸管出血性大腸菌感染症 523 件(9月 534 件)、腸チフス 3 件(9月 3 件)の報告がありました。

イ. 4 類・5 類(上位 6 疾病)(全国)

順位	疾患名	件数	前月件数
1	梅毒	1,383	1,242
2	百日咳	799	493
3	レジオネラ症	311	262
4	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	243	222
5	侵襲性肺炎球菌感染症	156	89
6	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	128	99

ウ. 栃木県では次の報告がありました。(計 71 件)(9月 59 件)

結核 13 件、腸管出血性大腸菌感染症 11 件、E型肝炎 1 件、レジオネラ症 7 件、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 3 件、急性脳炎 4 件、クロイツフェルト・ヤコブ病 2 件、劇症型溶血性レンサ球菌感染症 1 件、侵襲性インフルエンザ菌感染症 1 件、侵襲性髄膜炎菌感染症 1 件、侵襲性肺炎球菌感染症 5 件、梅毒 21 件、百日咳 1 件

※本解析評価は、速報性を重視しておりますので、今後の調査などの結果に応じて、若干の変更が生じることがあります。

## 2 疾病の予防解説（後天性免疫不全症候群（エイズ）、梅毒）

いずれの疾患も性感染症として知られており、栃木県内における今年の報告数は昨年と同時期を上回っています。特に梅毒については過去最多ペースで推移しているため、今後の発生動向に注意が必要です。

県内の健康福祉センター（保健所）では、HIV や梅毒の検査を匿名・無料で受けることができます。予約が必要な場合がありますので、以下のホームページから検査実施場所及び日時等を事前に確認してください。

栃木県 HP <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/hivkensa.html>

なお、正確な結果を出すため、感染が疑われる時期から3か月以上経ってから検査を受けてください。

疾病名	後天性免疫不全症候群（エイズ）	梅毒
病原体 症状 特徴	<p>エイズは、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染することによっておこる病気ですが、HIV 感染＝エイズということではありません。</p> <p>HIVに感染後、数週間以内に発熱やリンパ節の腫れ、頭痛などの風邪やインフルエンザに似た症状が出たのち、無症状の期間（無症候期）に入ります。</p> <p>数年から十数年かけて、HIV が徐々に体内で増えていき、免疫の働きが少しずつ低下していくと、日和見感染症や悪性腫瘍を引き起こすことがあります。免疫力が低下することで発症する疾患のうち、指標となる23の疾患が決められており、いずれかを発症した時点で「エイズ」と診断されます。</p>	<p>梅毒トレポネーマによって起こる病気です。症状がない場合もありますが、治療をしないと次のとおり病気が進行します。</p> <p>● I 期顕症梅毒：感染後約3週間 感染がおきた部位（性器、肛門、口など）にしこりや潰瘍ができます。治療をしなくても数週間で症状は消えます。</p> <p>● 早期顕症梅毒第Ⅱ期：感染後数か月 手のひら、足の裏、体全体にうっすらと赤い発疹（バラ疹）が出ます。治療をしなくても数週間以内に症状は消えます。</p> <p>● 晩期顕性梅毒：感染後数年 心臓、血管、脳などの複数の臓器に病変が生じ、場合によっては死に至ることがあります。</p>
感染経路	<p>主に性的接触（オーラルセックス（口腔性交）やアナルセックス（肛門性交）も含む）により感染します。</p> <p>血液を介しての感染や母子感染もあります。</p>	<p>主に性的接触（オーラルセックス（口腔性交）やアナルセックス（肛門性交）も含む）により感染します。妊娠中に感染すると、胎児に感染し、死産、早産、生まれてくるこどもの神経等に異常をきたすことがあります（先天梅毒）。</p>
予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンドームを適切に使用する</li> <li>・不特定多数との性行為を避ける</li> <li>・かみそり、歯ブラシなど、血液が付着しやすい日用品の共用は避ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンドームを適切に使用する</li> <li>・不特定多数との性行為を避ける</li> </ul>
治療	<p>抗HIV薬によって治療します。ウイルスを完全になくすことはできませんが、治療を早めに開始し、継続することでエイズの発症を防ぐことができるため、早期発見が大切です。</p>	<p>ペニシリン系などの抗菌薬によって治療します。何度も感染するため、感染の可能性がある周囲の方（パートナー等）も検査を受け、必要に応じて治療を受けることが大切です。</p>

（疾病の予防解説 参考）

厚生労働省 HP 性感染症

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/seikansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/seikansenshou/index.html)

（公財）エイズ予防財団 HP エイズ予防情報ネット（API-Net） <https://api-net.jfap.or.jp/>

※予防解説は一般的なことを記載していますので、不明な点は主治医によく相談するようにしましょう。

## 3 その他の参考事項

国立感染症研究所の感染症発生動向警報システムにより、10月に県内で警報および注意報が発令された感染症は次のとおりです。

	第40週 (9/30～10/6)	第41週 (10/7～10/13)	第42週 (10/14～10/20)	第43週 (10/21～10/27)	第44週 (10/28～11/3)
手足口病	【警報】宇都宮・ 県西・県南・県北・ 安足・県全体	【警報】宇都宮・ 県西・県東・県南・ 県北・安足・県全体	【警報】宇都宮・ 県西・県東・県南・ 県北・安足・県全体	【警報】宇都宮・ 県西・県東・県南・ 県北・安足・県全体	【警報】宇都宮・ 県西・県東・県南・ 県北・安足・県全体
水痘					【注意報】県南

※国立感染症研究所の感染症発生動向警報システムは、過去の週ごと・保健所ごとの届出数に基づき、届出数が特に多いとき（およそ上位1%以内）に警報が発生されるよう、疾病ごとに定点当たりの基準値が定められたものです。